

基本理念及び国等の責務について

1. 基本理念

[考えられる基本理念の内容]

国民の自主的、主体的な紛争解決の努力を助長するため、民間の行う紛争解決業務の多様化が抑制されることのないように留意しつつ、民間の行う紛争解決業務の健全な発展のための環境整備が推進されるべき。

2. 国等の責務

[考えられる責務の内容]

民間の行う紛争解決業務の健全な発展を促進するための施策を講ずる責務
(施策例)

- ・ 裁判外の紛争解決手続に関する国民の理解を増進するための措置
- ・ 裁判外の紛争解決手続に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るための措置
- ・ 関係者間の連携を確保するための措置

(注) 民間の紛争解決業務を行う者全般 (認証事業者以外を含む。) について、責務規定を設けるべきという考え方もある。